

## 災害時の応援に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と久喜市建設産業懇和会（以下「乙」という。）は、災害発生時又は災害発生のおそれのある場合（以下「災害時」という。）の応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の応援に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時においては、乙に対し応援を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、災害の状況、場所、活動内容、希望人員、機材等について通知するものとする。

（応援の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに応援するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙から応援を受けたときは、その経費を負担するものとする。

（応急措置活動）

第5条 甲の要請により、災害現場に出動した乙の会員（以下「会員」という。）は、甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い応急措置活動に従事するものとする。

2 災害現場に、職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い応急措置活動を実施するものとする。この場合において会員は、応急措置活動の終了後、活動内容の概要を甲に報告するものとする。

（応援の内容）

第6条 応援の内容は、下記のとおりとする。

- ① 道路・橋梁等の応急修理及び障害物除去
- ② 家屋等浸水対策
- ③ 河川氾濫対策
- ④ 上下水道施設の被害状況等の情報収集
- ⑤ 上下水道施設の補修
- ⑥ 応急給水活動
- ⑦ 道路、公共施設の植栽等の被害状況調査
- ⑧ 道路、公共施設の植栽等の障害物除去及び応急復旧
- ⑨ 公共施設等の電気設備等の復旧活動
- ⑩ 市内における電気に係る事故防止
- ⑪ その他災害の状況に応じて、必要と認められる活動

（公務災害補償）

第7条 甲の要請により出動した会員に事故が発生した場合、労働者災害補償保険法（昭和22年4月法律第50条）の適用を受けない会員については、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号）を適用し、補償する。

（報告の要請）

第8条 甲は、応急措置活動に出動できる人員、機材等の状況について、本協定締結後必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

（有効期間）

第9条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第10条 本協定の定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月25日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市

久喜市長

埼玉県久喜市上町1番12号

乙 久喜市建設産業懇和会

会長